

第1号議案

平成29年度全国学力・学習状況調査の参加について

全国学力・学習状況調査の参加について、別紙「平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年1月27日

一宮市教育委員会

教育長 中野 和雄

提 案 理 由

一宮市立小中学校の平成29年度全国学力・学習状況調査の参加について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

平成29年度 全国学力・学習状況調査（案）

調査の主体

文部科学省

調査の方法

別紙「平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」による

調査の実施日

平成29年4月18日（火）

調査の対象者

小学校 42校 6年生全員

中学校 19校 3年生全員

平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

平成28年12月16日
文部科学省

I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

II. 調査の名称

平成29年度全国学力・学習状況調査

III. 調査の構成

本体調査に加えて、保護者に対する調査を実施する。

IV. 本体調査

1. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下、「公立大学附属学校」という。）を含む。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年等内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語及び数学とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など（主として「知識」に関する問題）を中心とした出題

② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などに関わる内容（主として「活用」に関する問題）を中心とした出題

(ウ) 出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

3. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査

調査の実施日は、平成29年4月18日火曜日とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語及び算数の主として「知識」に関する問題は合わせて1単位時間、国語及び算数の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語及び数学の主として「知識」に関する問題はそれぞれ1単位時間、国語及び数学の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

平成29年4月に実施する。

- (3) 調査実施に関するスケジュール
別紙1のとおりとする。

4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙2・別紙3）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

- (ア) 国語、算数・数学のそれぞれ、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ①都道府県教育委員会
- ②都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③指定都市教育委員会
- ④教育委員会
- ⑤学校
- ⑥児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関
関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関
関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 調査結果の文部科学省による公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省による調査結果の公表体系は別紙4）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

- ①当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ②当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

(イ) 市町村教育委員会

- ①当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ②当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

- ①当該学校全体の状況
- ②各学級の状況
- ③各児童生徒の状況
- ④各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り

組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、以下のような調査結果を活用した取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、二教科四区分の正答数、解答類型等の解答状況及び学校質問紙の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校IDごとに、二教科四区分の平均正答数等の解答状況及び学校質問紙の回答状況を一覧にしたもの）について、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

①児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること

②その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(ウ) 各教育委員会においては、平成32年度以降、小学校調査と中学校調査の結果の関係についての継続的な把握・分析結果を踏まえた、教育施策の改善・充実に取り組むことができる。

(エ) 文部科学省においては、(イ)のいずれかの方法により学校間での情報共有を図った学校について、平成32年度の中学校調査の実施の際に生徒が平成29年度に受けた小学校調査の個人票コードを回収することにより、同一児童生徒に関する小学校調査と中学校調査の結果の関係についての分析を行い、関係教育委員会及び学校に対し、分析結果を提供することとする。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果

や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答

数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

- ③ (ア) ①又は(イ)②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア)②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容及び別に定めるガイドラインに基づき利用・公表された内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に5.(5)ア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

6. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問合せや調査問題の配達・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

7. 留意事項

- (1) 各教育委員会、学校等における調査の実施及び調査結果の活用等
 - ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会、学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこと。
 - イ 調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
 - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
 - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
 - (ウ) 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
 - (エ) 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
 - (オ) 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
 - (カ) 各教育委員会、学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
 - (キ) 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用

紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しない。
- ウ 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は、教育委員会、学校等の判断により、①当該学校について調査の実施そのものを見合わせること、又は②当該学校における調査実施日を後日に変更することができる。なお、②の場合、全体の集計からは除外することとするが、教育委員会、学校等の求めに応じて、文部科学省は、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1.5単位時間相当

(イ) 中学校調査

国語及び数学：それぞれ2単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、

国語、算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

(8) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成29年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

V. 保護者に対する調査

1. 調査の目的

家庭状況と児童生徒の学力等の関係について分析することにより、国、教育委員会及び学校における教育施策や教育指導の改善・充実に役立てる。

2. 調査の対象

文部科学省が調査対象として抽出した、市町村教育委員会が設置管理する学校において、本体調査を受けた児童生徒の保護者を対象とする。

3. 調査事項

家庭状況と児童生徒の学力等の関係について分析するために、本体調査を受けた児童生徒の保護者を対象に、児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する調査を実施する。

4. 調査実施日等

調査は、平成29年5月に実施する。調査実施に関するスケジュールは別紙5のとおりとする。

5. 調査の実施体制

調査の実施体制は、以下のとおりとする（調査の実施系統図は、別紙6）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である市町村教育委員会の協力を得て実施する。

文部科学省は、保護者に対する調査と本体調査の結果の関係を分析するため

に、専門家に委託する。

- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。
- (3) 市町村教育委員会は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査にあたる。
- (4) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会の指示・指導・助言等に基づき調査にあたる。

6. 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の公表

文部科学省は、調査の回答状況、当該回答状況と本体調査の関係について、国全体の状況及び地域の規模等に応じたまとめ（大都市（指定都市及び東京23区）、中核市、その他の市及び町村）における状況を分析した結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 調査結果の提供

文部科学省は、各教育委員会及び調査の対象となった学校に対し、調査報告書を提供する。

7. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施に当たっての学校、保護者等からの問合せや調査資材の配達・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

8. 留意事項

- (1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等
調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。
 - ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、

- 所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
- イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
- ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
- エ 対象教育委員会及び対象学校において、保護者の状況等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

「IV. 本体調査 7. (2)」と同様とする。

(3) 障害のある保護者に対する配慮

障害のある保護者については、当該保護者の障害の種類や程度に応じて、点字・拡大文字・ルビ振り調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

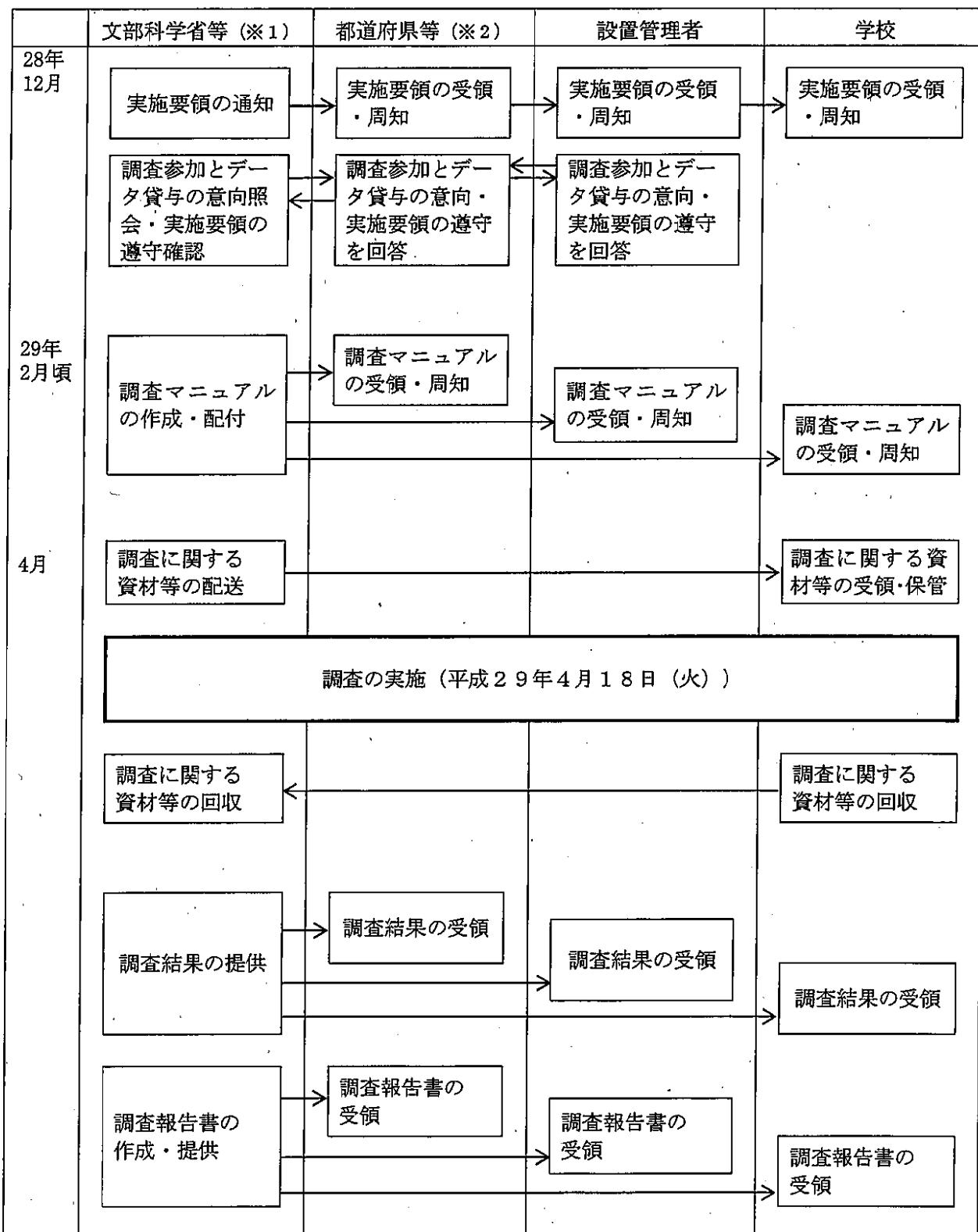
(4) 外国語による調査が必要な保護者に対する配慮

外国語による調査が必要な保護者については、当該保護者の必要とする言語に応じて、ポルトガル語、中国語、スペイン語、フィリピン語、英語、韓国語による調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(5) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成29年4月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

本体調査の実施に関するスケジュール(予定)

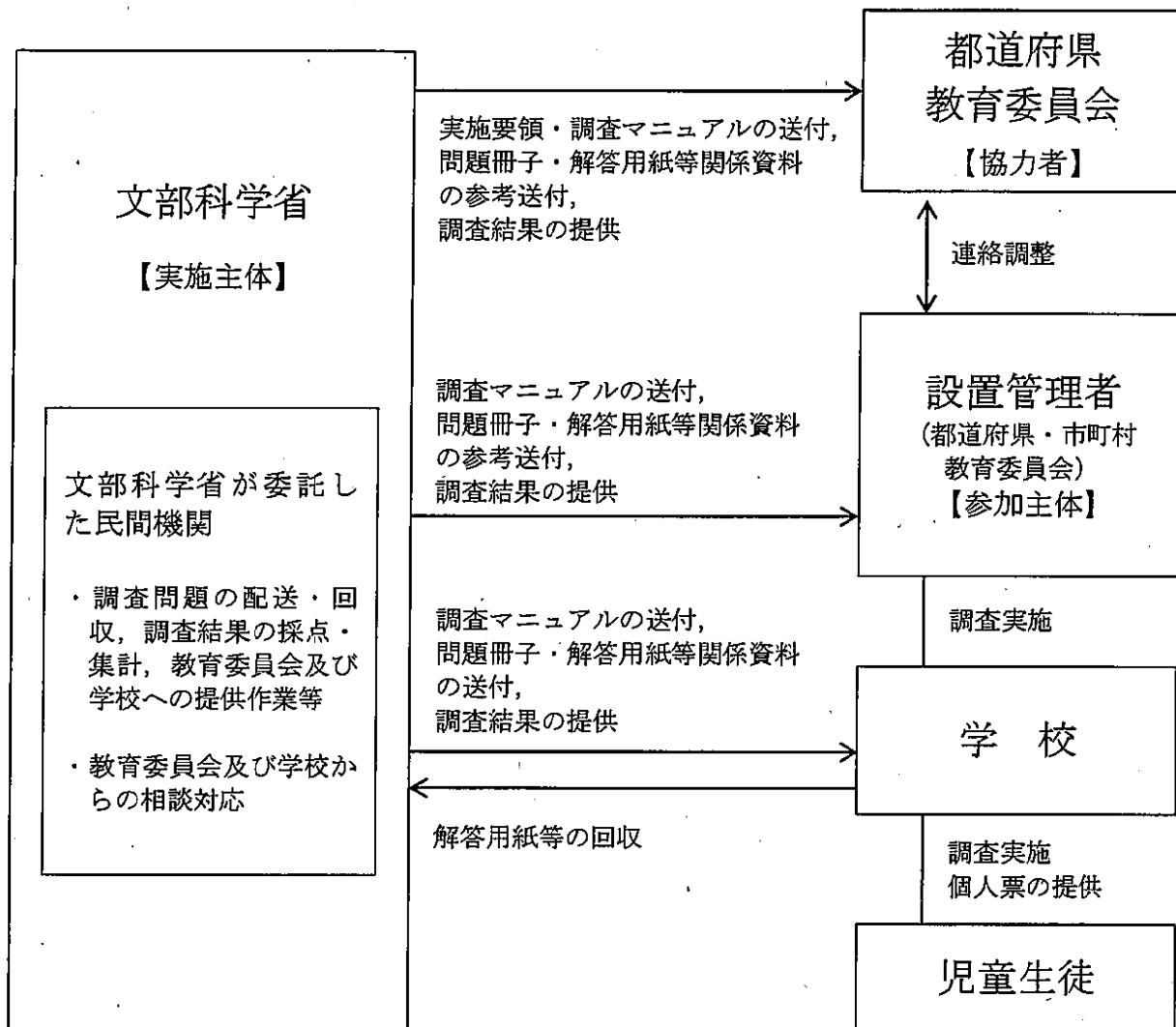


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加とデータ貸与の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

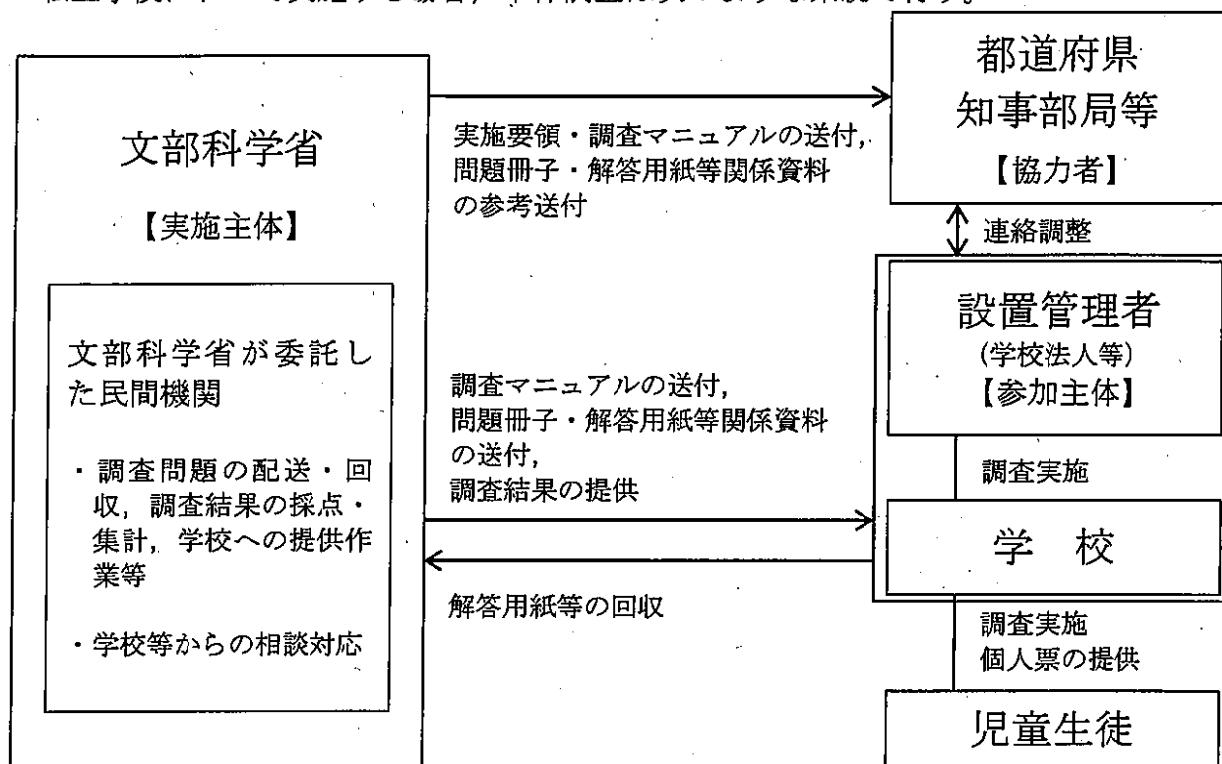
本体調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



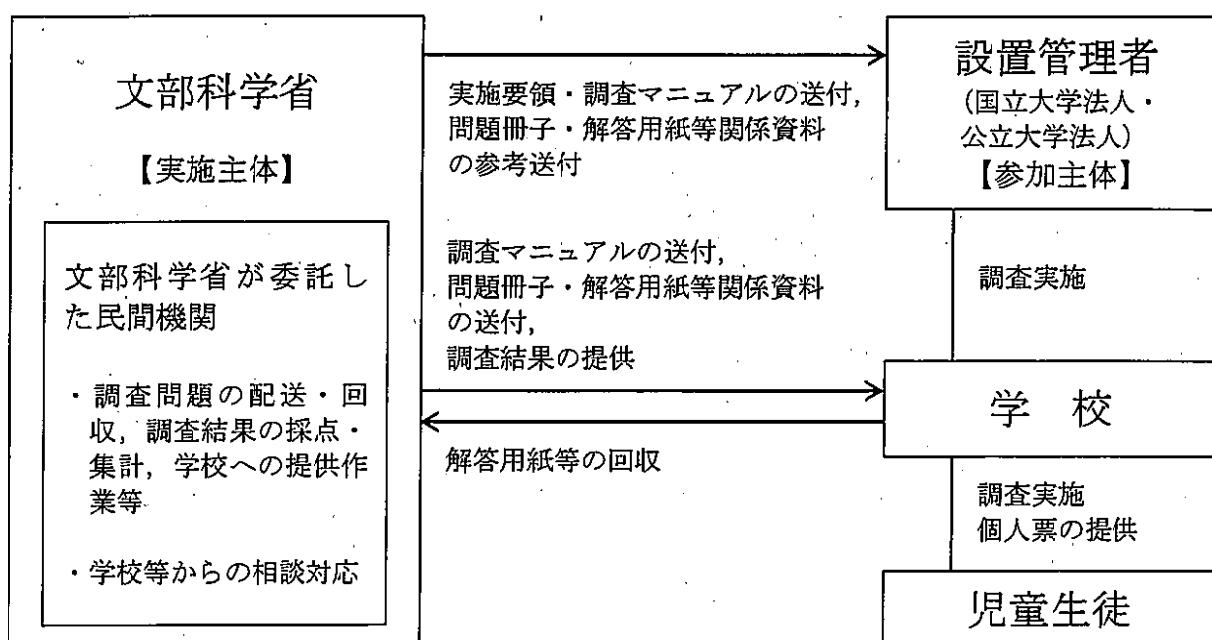
本体調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



本体調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



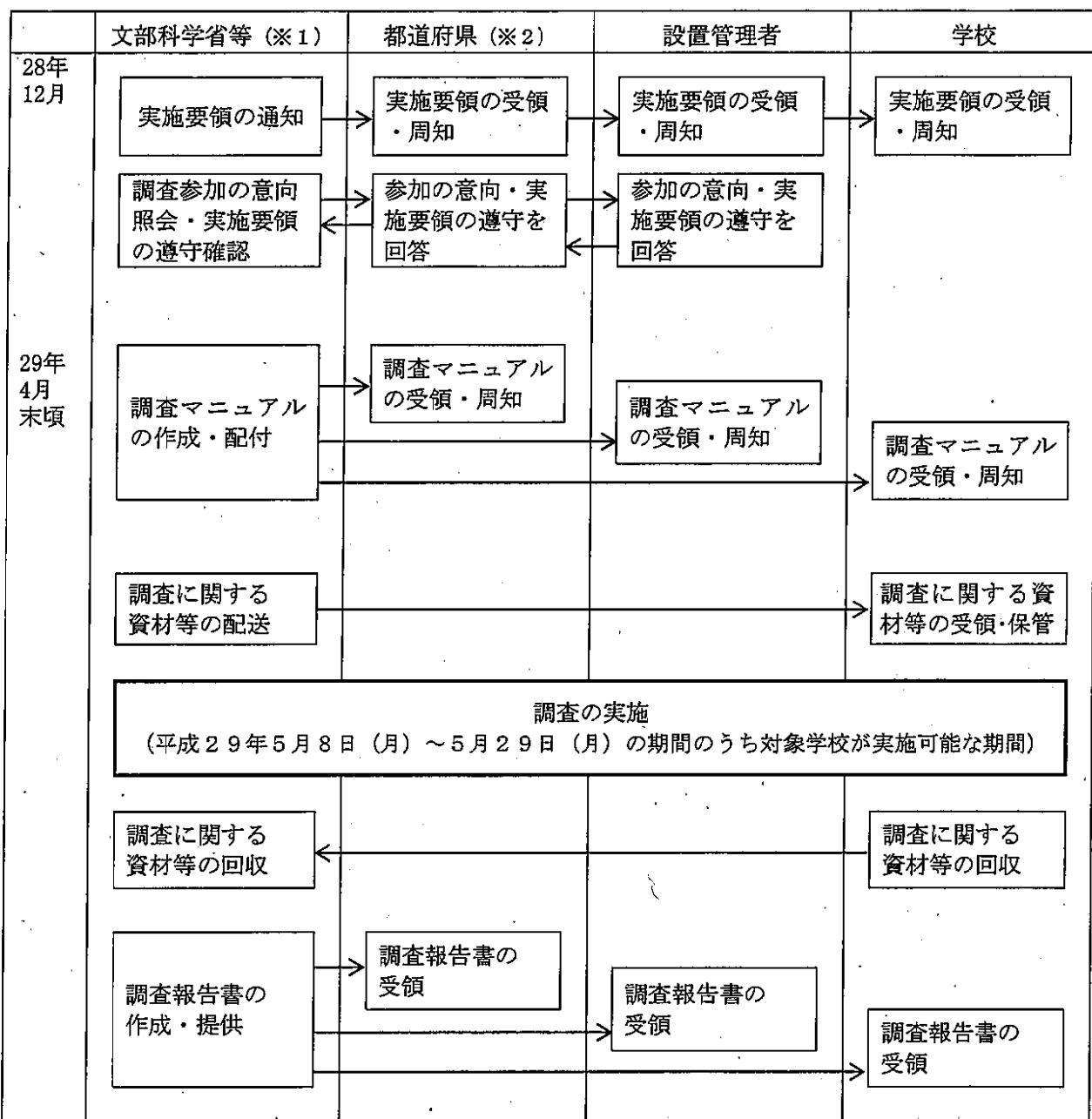
文部科学省における本体調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分				
調査結果の内容	5.(1)ア(ア) ・二教科四区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等	○	○	○	○	○
	5.(1)ア(イ) ・右の欄のそれを単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ	○	-	-	-	-
	①都道府県教育委員会	○	-	-	-	-
	②都道府県教育委員会(指定都市を除く。)	○	-	-	-	-
	③指定都市教育委員会	○	-	-	-	-
	④教育委員会	○	-	-	-	-
	⑤学校	○	-	-	-	-
	⑥児童生徒	○	○	○	○	○
調査結果の内容	5.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型 別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-
	5.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○
調査結果の内容	5.(1)イ(イ)及び(ウ) ・児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析 ・学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区), 「中核市」, 「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと, 都道府県(指定都市を除く。)ごと, 指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については, 必要に応じて文部科学省において公表することがある。

保護者に対する調査の実施に関するスケジュール（予定）

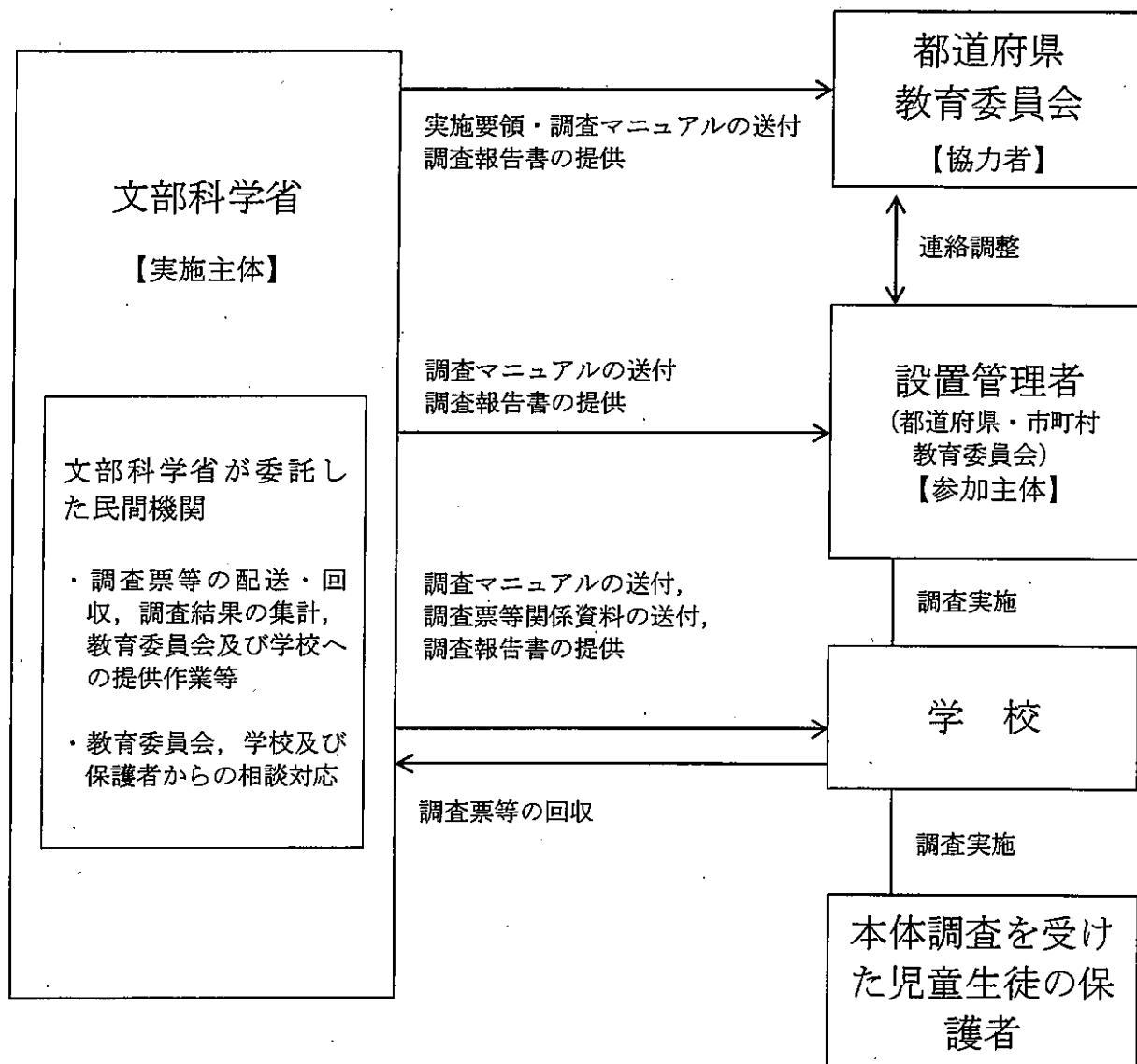


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県とは、都道府県教育委員会をいう。設置管理者である指定都市教育委員会に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

保護者に対する調査の実施系統図

市町村教育委員会が設置管理する学校において、保護者に対する調査は次のような系統で行う。



平成29年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

平成29年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年1月27日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

平成29年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

平成29年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて（案）

1 一宮市の基本的な考え方

国が示している「平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づいて取扱う。

2 一宮市における結果の公表

一宮市における公立小中学校の学校別の調査結果、市全体の調査結果の数値による公表をしない。

第3号議案

一宮市立今伊勢西小学校学校運営協議会委員の解嘱について

一宮市立今伊勢西小学校学校運営協議会委員の解嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年1月27日

一宮市教育委員会
教育長 中野 和雄

提案理由

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第17条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市立今伊勢西小学校学校運営協議会委員 解嘱該当者
(解嘱日 平成28年12月31日)

氏名	性別	備考
の だ かつゆき 野田 勝行	男	平成28年12月31日に本人死亡のため

○一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成 18 年 3 月 29 日

教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 47 条の 5 の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 協議会は、一宮市立小中学校(以下「学校」という。)の運営に関する一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域の住民及び保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域の住民及び保護者等との相互の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、ともに子どもたちの豊かな学びと育ちの創造をめざすことを目的とする。

(指定)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。

- 2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。
- 3 指定の期間は、2 年とし、再指定をすることができる。

(協議会の委員)

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 設置校の所在する地域の住民(第 10 条において「地域の住民」という。)
 - (2) 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者(第 10 条において「保護者」という。)
 - (3) 学識経験者
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の一部については、これを公募することができる。この場合において、公募に關し必要な事項は、別に定める。
 - 3 設置校の校長は、委員を推薦することができる。
 - 4 委員の定数は、設置校の校長と協議の上、教育委員会が定める。
 - 5 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
 - 6 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職とする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、任命の日から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、設置校の指定の期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(委員の服務)

- 第 6 条 委員は、その地位を不当に利用するなど、その職の信用を傷付け、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 2 委員は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬等)

- 第 7 条 委員の報酬及び費用弁償については、条例で定める。

(基本方針等の承認)

- 第 8 条 設置校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得なければならない。
- (1) 教育目標及び経営方針
 - (2) 教育課程の編成に関する基本方針
 - (3) 予算の執行計画
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、設置校の校長が必要と認める事項
- 2 設置校の校長は、前項の規定により承認を得た基本方針等に基づき、学校運営を行わなければならない。

(運営等についての意見)

- 第 9 条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は設置校の校長に対して、意見を述べることができる。
- 2 協議会は、別に定めるところにより、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前 2 項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取しなければならない。

(運営への参画等)

- 第 10 条 協議会は、設置校の運営について、地域の住民及び保護者の理解、協力、参画等が促進されるように努めなければならない。

(情報発信)

- 第 11 条 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めなければならない。

(情報の提供及び説明)

- 第 12 条 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な活動を行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。

(児童又は生徒の意見の聴取)

- 第 13 条 協議会は、設置校の校長の同意を得て、設置校の児童又は生徒の意見を聴取することができる。この場合においては、児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(会長及び副会長)

第 14 条 協議会に、会長及び副会長各 1 名を置く。

- 2 会長は設置校の校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 15 条 会長は、設置校の校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、設置校の校長から報告及び説明を求めることができる。
- 5 設置校の校長は、会議に出席し、意見を述べ、又は必要があると認めるときは、職員及び児童若しくは生徒を会議に出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定の取消し)

第 16 条 法第 47 条の 5 第 7 項の規定に基づき、教育委員会が指定の取消しを行わなければならぬ場合は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員間の意見が対立し、協議会としての意思形成が困難な場合
 - (2) 協議会の活動の実態が認められない場合
 - (3) 設置校の校長と協議会の方針が著しく対立し、学校運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、学校運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- 2 教育委員会は、指定の取消しに当たっては、事前に設置校の校長と連携して協議会に対し、必要な指導又は助言を行い、その運営改善に努めるものとする。

(委員の解任)

第 17 条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第 6 条の規定に違反したとき。
 - (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 設置校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第 18 条 この規則において別に定めるとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第4号議案

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年1月27日

一宮市教育委員会

教育長 中野和雄

提案理由

選出団体役員改選のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 解嘱該当者

(解嘱日 平成29年1月31日)

氏名	性別	備考
あさだ かずまさ 浅田 佳寿優	男	社会教育関係者 一宮青年会議所副理事長退任のため

2. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

氏名	性別	備考	新任 再任
もり 森 大介 もり だいすけ	男	社会教育関係者 一宮青年会議所副理事長就任のため	新

3. 委嘱期間

平成29年2月1日から平成30年3月31日まで

※ 一宮市社会教育委員の定数等に関する条例第4条の規定に基づく前任者の残任期間

平成28年度
一宮市社会教育委員名簿
(順不同・敬称略)

氏名	所属団体等	備考
井上文男	学識経験者	H28.5.16~
今川峰子	"	
益川浩一	"	
日比野隆夫	"	
大島美智子	"	
川合綾子	"	
馬渕博	"	
一柳隆光	一宮市小中学校長会	H28.5.1~
杉本智	一宮市公民館長連絡協議会	
堀部恵美子	一宮市地域女性団体連絡会	
不破皓	一宮市芸術文化協会	
大竹幹雄	一宮市体育協会	
森大介	一宮青年会議所	H29.2.1~
横幕奈津子	一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会	H28.6.1~
若林眞由美	子育てネットワーカー	

H29.2.1現在

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日 法律第二百七号)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○一宮市社会教育委員の定数等に関する条例

(昭和 25 年 1 月 27 日 条例第 3 号)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基づき、本市に一宮市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第 2 条 委員の定数は、15 名以内とする。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

第 4 条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 一宮市教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に一宮市教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 31 年 1 月 4 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日より施行する。

付 則(平成 14 年 6 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成29年1月27日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が適當と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適當と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
8	特定非営利活動法人 犯罪被害当事者ネットワーク 緒あしす 代表 青木 晴子	犯罪被害者支援懇話 連続シンポジウム2016 年度「いのちかなでる」	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援の原点に返つて、被害者の声を聞く。(裁判制度・刑罰・損害賠償のこと) ・スピーチ ・アンケートマシンによる会場アンケート ・パネル展示(犯罪被害者メッセージボード等) 	3月4日(土)	尾張一宮駅前ビル シビックホール	無料	(4)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
42	社会医療法人 杏嶺会 上林記念病院 いしい ともあき 石井 友明	きらめきフェス	<ul style="list-style-type: none"> ・企業ブース(職場体験) 飲食・美容・メディア・サービス・消防・警察・自衛隊・土木・医療と様々なジャンルの企業からの協力(ボランティア)を得る。 ・バザー 患者様が主体となったフリーマーケットの実施 ・ステージ発表 地域に在る様々なサークルやグループの発表の場とする。 ・発薦障害に関する講演会 子どもの発薦障害を地域住民に理解してもらう機会を設ける。 ・地域の小中学生とその保護者 500名 	6月25日(日)	上林記念病院内及び病院正面駐車場	無料	(4)
43	いちい信用金庫 理事長 あわの ひでき 栗野 秀樹	いちい信用金庫 「春休み親子で学ぶ金融&ロボット教室」	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の小学生と保護者を対象にした金融教室とロボット教室 「見て学ぼう」「触れて学ぼう」「クイズ」「ゲームで遊ぼう!お金の使い方」「ロボット教室」 ・参加者20組40名 （保護者同伴で1組2名の参加） 	3月29日(水) 午前9時30分～ 午後3時	いちい信用金庫本店 4階会議室及び本店営業部	無料	(6)
44	NPO法人元気な学校を支援し創る会 理事長 きむら よしひろ 木村 芳博	平成29年度教師力アップセミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・授業名人や優れた実践者、研究者の講演を通じて、教師の資質・授業技術の向上を目的としている。 ・教員120名／1回 	5月20日(土) 6月17日(土) 9月3日(日) 10月9日(祝・月) 11月12日(日) 平成30年 1月13日(土) 2月10日(土)	大口町立大口中学校	有料 年間 8,000円 1回 3,000円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
45	トヨタ白川郷自然學校 校長 やまだ としゆき 山田 俊行	白川GO!GO!キャンプ(野外教育キャンプ)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたち(小学校3年生～中学校3年生)の「思いやりの心」と「やりぬく力」を育むことを目的に、親元を離れ、自然や他人と関わる工夫を凝らしたキャンプを通して、人間教育の場を提供する。 ・参加者 小学校3年～中学校3年生 355人 	7月21日(金)～ 8月22日(火)	トヨタ白川郷自然學校 内キャンプ場及び、白山国立公園内キャンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ・2泊3日 26,800円 28,000円 32,800円 ・6泊7日 64,800円 	(4)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
61	愛ランド21游墨書道会 会長 <small>かめやま せうぼう 亀山 雪峰</small>	第33回愛ランド21 游墨会書道展	書道展覧会	3月25日(土) ～ 3月26日(日)	一宮スポーツ 文化センター	無料	(6)
62	伝統音楽普及会 会長 <small>くぼ ともみ 久保 友美</small>	二胡と伝承伝統音楽 会	二胡による伝承伝統曲の 音楽会	4月16日(日)	長福寺 (丹陽町重吉)	有料 1,800円	(7)
63	きそがわポップスバンド 団長 <small>いわた けんご 岩田 健吾</small>	きそがわポップスバンド第16回演奏会	吹奏楽の演奏会	3月12日(日)	尾西市民会館	無料	(3) (6)
64	NPO法人響愛学園 理事長 <small>こじま まりこ 児島 真里子</small>	平成29年NPO法人 響愛学園一宮教室 音楽発表会	障害児の合唱、ピアノ、 バイオリンなどの発表会	6月18日(日)	木曽川文化会館	無料	(4) (6)
65	NPO法人ふれあい サロン さんさんガーデン 理事長 <small>いなみ のりこ 井浪 典子</small>	さんさんハートフル フェスタ 日本・フィリピン 障がい者友好 書画展	日本とフィリピンの障がい 者による創作書画の展示 会	4月28日(金) ～ 5月3日(水)	オリナス一宮	無料	(4) (6)
66	大成中学・高等学校 校長 <small>あだち まさと 足立 誠</small>	大成中学・高等学校 管弦楽部 愛知啓成 高等学校ブラスバン ド部 第12回定期演 奏会	吹奏楽の演奏会	4月30日(日)	尾西市民会館	無料	(2) (6)
67	木曽川合唱団 団長 <small>きくち たえこ 菊地 妙子</small> 主催(共催) 木曽川合唱団 及び ローザロッサ	ファースト ショイント コンサート K&R	合唱の発表会	7月9日(日)	木曽川文化会館	有料 500円	(7)

(スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
48	一宮市空手道連盟 会長 葛谷豊勝 (主催) 全日本空手道連盟 和道会西尾張連合 会	第 36 回和道会西尾 張空手道競技大会	全日本空手道連盟西尾 張連合会に加盟する 小・中学生、高校生、 大学生、一般による形 個人戦、組手個人戦を 各種目別にトーナメン ト方式で実施	2月26日(日)	一宮市 総合体育館	1人 2,000円	(6)
49	一宮サッカー連盟 理事長 丹下金政	平成29年度 一宮・中日少年 サッカースクール	一宮市内の小学校1年 生~6年生の男女を対 象にサッカーを通じて 「心・技・体」の向上 を目的として開催	3月19日(日) ~ 平成30年 3月17日(土)	市内 各小学校 運動場	月額 2,570円	(3) (6)
50	世界誠道空手道連 盟誠道塾愛知支部 支部長 澤平敏秀	世界誠道空手道連盟 日本支部 2017 年全日本ベネ フィットトーナメン ト愛知大会	世界誠道空手道連盟に 所属する幼年(3~6 歳)少年部(6~14歳) 一般部(15歳以上)に よる型(個人戦)、テク ニック試合、組手(トー ナメント)を各種目別 に競技する。	4月30日(日)	名古屋市 東スポーツ センター	1人 2,000円	(6)
51	一宮軟式野球連盟 会長 鳥越 豊	第 17 回一宮春季テ ィーボール大会	一宮市内の少年野球チ ームの低学年によるテ ィーボール大会	3月18日(土) ~3月20日(祝・ 月)	大野極楽寺 公園野球場	1チーム 3,000円	(3) (6)
52	一宮ラグビー スクール 校長 前島弘嗣 (主催) 一宮ラグビー フットボール協会	平成29年度一宮 ラグビースクール	ミニ(ジュニア) ラグビーの指導	4月1日(土) ~ 平成30年 3月31日(土)	一宮市 光明寺公園 球技場他	年額 10,000円	(3) (6)

